

新人議員研修会次第

日時 平成 28 年 4 月 14 日 (木)

14:00～16:30

場所 委員会室

1 開会

2 議長あいさつ

3 研修の予定

4 月 14 日 (本日) 議会運営に関する諸事項

4 月 21 日 10:00～16:00 事業計画・財政状況等、東白衛生組合処理場

22 日 10:00～ 町内視察

4 本日の研修

5 閉会

議会運営に関する諸事項

1 議員必携について

「議会運営のバイブル」 ただし、個々の議会特有の決めがある
出席要求など

2 会議原則について

- ①議事公開の原則 ～ 「議会の会議は、これを公開する。」（地自法 115 条）
- ②定足数の原則 ～ 半数以上の出席が必要（地自法 113 条）
- ③過半数議決の原則 ～ 出席議員の過半数で決する。（地自法 116 条）
- ④議員平等の原則 ～ 法律上完全に平等で対等
- ⑤一議事一議題の原則 ～ 一件ずつ審議が原則（例外あり）
- ⑥一事不再議の原則 ～ 一度議決した議題は同一会期中議題にしない。
- ⑦会期不継続の原則 ～ 各会期は独立。会期中議決しなかった事件は審議未了廃案（地自法 109 条⑧の例外あり）
- ⑧現状維持の原則 ～ 賛否同数で議長採決の場合、議長は議決を控える。
- ⑨委員会審査独立の原則 ～ 委員会は、本会議から独立した下審査機関。本会議と委員会の決定が相反することもある。
- ⑩公正指導の原則 ～ 議長は中立。不偏不党、あくまで公正に議事を指導

3 例規（別紙）について

4 議会の予算について

5 電子メール等について

6 「あずけーる」について